

氏名	山本真知子
学位の種類	博士(社会福祉学)
学位記の番号	甲第184号
学位授与年月日	2015(平成27)年3月20日
学位授与の条件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	里親養育が里親の実子に与える影響 —里親養育開始時における実子の年齢に着目して—
論文審査委員	主査 林浩康 (社会福祉学専攻 教授) 副査 渡部律子 (社会福祉学専攻 教授) 副査 永井暁子 (社会福祉学専攻 准教授) 副査 松原康雄 (明治学院大学教授) 副査 谷口明子 (東洋大学教授)

論文の内容の要旨

序章

近年、保護者の精神疾患や虐待などの理由により実親とともに生活できない社会的養護のもとにおかれている児童が増加しており、平成25年度末の時点で社会的養護の対象児童は約4万6千人にのぼる。日本は以前から社会的養護における里親養育の割合が一部の欧米・オセアニア諸国と比べ非常に低く、里親やファミリーホームによる家庭養護を増やしていく目標が掲げられている。

養育の質を高め里親委託を推進していくためには、里親や委託児童以外の里親家庭の構成員における里親制度や委託児童に関する意識を明らかにし、里親家庭を支援する資源を開発していくことも非常に重要になる。里親家庭では里親の家族(実子、両親、きょうだい、養子)が委託児童や里親とともに生活する場合がある。児童の委託によって里親家庭内では急激な変化が起こるため、特に成長過程にある実子への配慮は必要なことである。しかしながら、これまで里親家庭の実子(以下:実子)の研究は国内外ともに少なく、その実態も十分に解明されていない。特に日本において、実子に関する研究や着目は非常に少なく、支援はほとんど行われていない。

以上のことから、本研究の目的は、①実子の成長発達やライフイベント、里親家庭の構成員の変化に着目し、実子のさまざまな意識の変容を明らかにすること、②今後の実子を含めた里親家庭支援のあり方を、近接領域を含めた先行研究や実子へのインタビュー調査から明らかにすることである。本研究の意義は、①里親や委託児童の視点からではない実子の経験に着目することで、里親家庭に必要な支援や日本の里親制度の課題点を明らかにできること、②現在実子と委託児童を育てている里親、これから里親になろうとする人、里親の実子、里親家庭を支援する支援者への情報提供の一つとなること、③実子の主観的なきょうだいの境界を明らかにすることで、子どもの家庭内の役割やきょうだい関係の理解を深める点において

意義のあることと考える。

第1章 先行研究

第1章において、里親家庭の実子についての国内外の先行研究に加え、近接領域であるヤングケアラーについて、その中でも特に障害児と病児のきょうだいに関する研究との比較研究を行う。また、国外の先行研究で多数明らかになった実子の喪失を論じるため、喪失に関しての先行研究も取りあげた。

第2章 里親家庭における里親の実子の意識

本章では、日本において里親家庭で両親である里親や委託児童とともに生活する実子が里親家庭でどのような意識を持ち生活を送ってきたかを明らかにすることを目的とする。インタビュー時において20歳以上で、里親家庭において1年ほど委託児童とともに生活をしたことのある11名の実子の半構造化インタビューを行った。分析は修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ (M-GTA) を援用し、委託開始からインタビュー時までの実子の意識の変化を明らかにした。調査期間は2010年6月～2011年3月までである。本調査は、「日本女子大学ヒトを対象とした実験研究に関する倫理審査委員会」の審査・承諾を受け実施した。

分析の結果概念は全体で53個生成されたが本調査では2人以上の具体例によって生成された概念を関係図とストーリーラインに使用することとした。その結果、結果の図で使用する概念は最終的に45の概念になった。また、概念を時期と相互作用によってまとめたものをカテゴリーとし、その結果14のカテゴリーを生成した。

本調査の結果から、実子は里親である両親の養育や委託児童の措置の状況によって里親家庭の変化を経験し、それらの経験によって実子の意識も大きく変化することが明らかになった。本調査および先行研究により実子には2つの特長があり、一つ目に実子が委託児童の委託後生まれた場合を除き、実子と委託児童はお互いに中途の関係になるということ、二つ目に里親委託には委託児童の複数の委託や措置変更の可能性、自立による措置解除があるため、里親家庭の構成員の変化が考えられることが挙げられた。

第3章 里親養育の開始の際の実子の年齢による意識変容のプロセス

本章の調査の目的は次の2つを挙げる。一つ目として、実子の親が里親に登録し、初めて委託児童を受託した時の実子の年齢によって、18歳以後の実子に与える影響の相違を明らかにすること、二つ目として、里親養育が実子に与える影響を明らかにすること、である。

調査方法は、調査協力者の18歳以上の実子10名に対して半構造化面接を行い、分析方法として複線径路・等至点アプローチ (Trajectory Equifinality Approach : TEA) を採用した。また、KJ法も一部援用し分析を行った。本調査は、「日本女子大学ヒトを対象とした実験研究に関する倫理審査委員会」の審査・承諾を受け実施した。調査期間は2013年1月～6月までである。本調査では、TEAの中の一つの概念であるTEMを使用し、分析過程によって差異のあった発達段階に分けて3段階のTEM図を作成した。1段階目は10名の個別の高校卒業までの径路、2段階目は出産経験のない7名の高校卒業後の径路、3段階目は出産経験のある3名の径路を明らかにした。

本調査の結果として、最初の委託の年齢による実子の青年期以降の意識には、大きな違いがみられなかった。しかし、実子の委託当初の里親制度や委託児童に関する理解度に関しては、実子の年齢、説明の有無によって大きな差があった。また、実子が葛藤を持つ時期は委託児童の委託期間や里親家庭で生活して

いた間だけではなく、青年期以降の里親家庭から自立した後も続いていき、その葛藤は里親家庭で生活を送っていたときよりも青年期の方がより明確になることが示された。さらに、結婚や出産による出来事も大きな転機となり、実子の子どもと委託児童の関係など新たな葛藤が作り出されていた。

3つのTEMのプロセスから里親養育が実子に与えた影響の概念を、KJ法を援用し分析した。その結果、4つの大カテゴリー、8つの中カテゴリー、26の小カテゴリーが得られた。実子は里親家庭での経験や関係から、多くの獲得と喪失を繰り返し、両親や委託児童をケアする経験をする。その結果、親や里子への思いやり、我慢、マイノリティ、寂しさ、罪悪感、親への諦め、ロールモデルとしてのプレッシャー、嫌悪感、喪失感、サバイバーなどの意識を実子が持つことが明らかになった。

第4章 里親の実子が持つ主観的なきょうだいの境界とその変化

本章の調査の目的は、里親の実子が持つ主観的なきょうだいの境界とその変化を明らかにすること、実子が持つ主観的なきょうだいの境界の違いは実子の年齢やジェンダー等との関係性があるのかを明らかにすることの2点である。主観的なきょうだいの境界とは、「きょうだいと思える人は誰か」という範囲である。

調査期間は2010年6月～2011年3月と2013年1月～6月の期間であり、本論文の第2章と第3章の協力者を対象とし、そのうち重複している4名と実の兄弟姉妹のいない実子を除いた、男性5名、女性11名、計16名を調査協力者とした。それぞれの期間において「日本女子大学ヒトを対象とした実験研究に関する倫理審査委員会」の審査・承諾を受け実施した。

本研究の結果、実子には以下の4種類のきょうだいの境界があることが明らかになった。委託初期は『血縁による境界線』（兄弟姉妹のみをきょうだいとする）、『境界線なし』（兄弟姉妹と里子全てをきょうだいに含める）の2つあり、インタビュー時は『血縁による境界線』に加え、『選択的な境界線』（兄弟姉妹と一部の里子をきょうだいに含める）、『生活の場による境界線』（家庭復帰した子どものみきょうだいに含めない）の合計3つのカテゴリーに分けられた。そして、委託初期からインタビュー時の変化の5通りの変化が明らかになった。さらに、実子の主観的なきょうだいの境界には3つの特長があることがわかった。一つ目は実子が持つ主観的なきょうだいの境界は、委託児童の委託状況や里親家庭での出来事などで変わりやすいということ、二つ目は法的にも血縁的にもつながりのない委託児童と実子の関係が他のきょうだい関係とは大きく異なっていること、三つ目は、実子がきょうだいの境界線を持つことへの葛藤、遠慮など多様な意識を持つことである。さらに、一部において、ジェンダー、委託当初の年齢、実のきょうだいの人数等による差がみられた。

終章

里親家庭で育つ実子はヤングケアラーとしての役割や多くの葛藤を持ちながらも、里親制度を含めた他の資源や支援と繋がっていないことが示された。今後、里親認定や委託の際の実子への説明方法や同意の取り方を明確化し、実子に対する個別の支援を行っていくことが早急に求められる。さらに、障害児や病児のきょうだいへの説明方法、支援方法、ピアサポート、グリーンケアなどの近接領域で行われている支援内容などを里親支援に活用していくことができると考えられる。

本研究の限界は以下の4点である。①回顧法のインタビューにおける研究のため、過去の出来事の詳細が描けなかったこと、②日本の実子の調査人数が10人程度の質的研究に偏っていること、③実子の主観的

なきょうだいの境界に関する研究において、実の兄弟姉妹のいない実子の対象者数が少なく検討できなかったこと、④実子の意識に限定しており里親や委託児童側からの考察ができなかったこと、などが挙げられる。

これらの限界を踏まえ、今後の研究の課題は以下の3点である。①日本における実子の量的調査や人数を増やした多方面からの質的調査を行うこと、②里親家庭での実子のコーピングを十分に明らかにすること、③実子以外の里親家庭の構成員との意識の違いを明らかにすること、である。

さらに本研究は、実子としての当事者性を持つ本研究者による調査研究であった。実子である者同士の相互作用によるインタビューを行うことにより、調査協力者からこれまでの生活を振り返る整理となったという利点も聞かれた。その一方で、はじめて協力者が実子としての経験を語る事がほとんどであり、語るにより葛藤を明確化してしまうことも限界の一つであった。この点において、今後日本における実子の当事者団体の活動やピアサポートなど行っていく際、その場限りの対話だけではなく継続的な支援を行っていく必要性を表している。さらに、現在行われている里親支援を行うさまざまな専門機関が実子への支援も含めた取り組みを行い、里親家庭全体への支援を行うことで多方面から里親家庭を支える重要性があると考えられる。

以上

論文審査結果の要旨

I. 論文要旨

序章では問題意識、目的、意義について論じている。養育の質を高め里親委託を推進するためには、里親や委託児童以外の里親家庭の構成員にも配慮した里親制度の運用が肝要であり、実子への配慮は重要なことであるという問題意識に基づき、本研究の目的を、①実子の成長発達やライフイベント、里親家庭の構成員の変化に着目し、実子のさまざまな意識の変化を明らかにすること、②今後の実子を含めた里親家庭支援のあり方を、近接領域を含めた先行研究や実子へのインタビュー調査から明らかにすることとしている。本研究の意義は、①里親や委託児童の視点からではない実子の経験に着目することで、里親家庭に必要な支援や日本の里親制度の課題点を明らかにできること、②里親希望者や里親家庭の支援者への示唆的情報提供となること、③実子の主観的なきょうだいの境界を明らかにすることで、子どもの家庭内の役割やきょうだい関係の理解を促すことがあげられている。

第1章では、里親家庭の実子についての国内外の先行研究に加え、近接領域であるヤングケアラーに関する研究、特に障がい児と病児のきょうだいに関する研究との比較研究を行っている。また、国外の先行研究で多数明らかになった実子の喪失感についての先行研究も取りあげられている。

第2章では、日本における里親家庭の実子の意識を明らかにすることを目的とし、インタビュー時において20歳以上で、里親家庭において概ね1年以上、委託児童とともに生活をしたことのある11名の実子の半構造化インタビュー結果について論じている。分析には修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ(M-GTA)を援用し、委託開始からインタビュー時までの実子の意識の変化を明らかにした。調査期間は2010年6月～2011年3月までである。分析の結果、53個の概念が生成されたが、本研究では2人以上

の具体例によって生成された概念を関係図とストーリーラインに使用することとした結果、最終的に 45 の概念が生成された。また、概念を時期と相互作用により整理したものをカテゴリーとし、14 のカテゴリーが生成された。

本調査の結果から、実子は里親である両親の養育や委託児童の措置の状況によって里親家庭の変化を経験し、それらの経験によって実子の意識も大きく変化することが明らかになっている。実子には2つの特徴があり、一つ目に実子が委託児童の委託後生まれた場合を除き、実子と委託児童はお互いに中途の関係になるということ、二つ目に里親委託には委託児童の複数の委託や措置変更の可能性、自立による措置解除があるため、里親家庭の構成員の変化が考えられることが挙げられている。

第3章では、里親養育の開始の際の実子の年齢による意識変容のプロセスについてインタビュー調査に基づき論じられている。調査目的は、①実子の親が里親に登録し、初めて委託児童を受託した時の実子の年齢によって、18歳以後の実子に与える影響の相違を明らかにすること、②里親養育が実子に与える影響を明らかにすることである。

調査方法は、調査協力者の18歳以上の実子10名に対して半構造化面接を行い、分析方法として複線径路・等至点アプローチ (Trajectory Equifinality Approach : TEA) を採用した。また、KJ法も一部援用し分析を行った。調査期間は2013年1月～6月までである。本調査では、TEA (Trajectory Equifinality Model) の中の一つの分析枠組みである TEM を使用し、分析過程によって差異のあった発達段階に分けて3段階の TEM 図を作成している。1段階目は10名の個別の高校卒業までの径路、2段階目は出産経験のない7名の高校卒業後の径路、3段階目は出産経験のある3名の径路を明らかにしている。

本調査の結果として、最初の委託の年齢による実子の青年期以降の意識には、大きな違いがみられなかった。しかし、実子の委託当初の里親制度や委託児童に関する理解度に関しては、実子の年齢、説明の有無によって大きな差があった。また、実子が葛藤を持つ時期は委託児童の委託期間や里親家庭で生活していた間だけではなく、青年期以降の里親家庭から自立した後も続いていき、その葛藤は里親家庭で生活を送っていたときよりも青年期の方がより明確になることが示された。さらに、結婚や出産による出来事も大きな転機となり、実子の子どもと委託児童の関係など新たな葛藤が作り出されていた。

3つの TEM のプロセスから里親養育が実子に与えた影響の概念を、KJ法を援用し分析した。その結果、4つの大カテゴリー、8つの中カテゴリー、26の小カテゴリーが得られた。実子は里親家庭での経験や関係から、多くの獲得と喪失を繰り返し、両親や委託児童をケアする経験をする。その結果、親や里子への思いやり、我慢、マイノリティ意識、寂しさ、罪悪感、親への諦め、ロールモデルとしてのプレッシャー、嫌悪感、喪失感、サバイバー意識などを実子が持つことが明らかになった。

第4章では、実子の主観的なきょうだいの境界とその変化について、既に得られたインタビュー・データにより明らかにしている。KJ法を援用しカテゴリー化し、実子のきょうだいの境界を明らかにし、その境界をカテゴリーごとに分け、委託初期とインタビュー時の2段階の変化を分析している。

本研究の結果、実子には以下の4種類のきょうだいの境界があることが明らかになった。委託初期は『血縁による境界線』(血縁のある兄弟姉妹のみをきょうだいとする)、『境界線なし』(兄弟姉妹と里子全てをきょうだいに含める)の2種類であり、インタビュー時は『血縁による境界線』に加え、『選択的な境界線』(兄弟姉妹と一部の里子をきょうだいに含める)、『生活の場による境界線』(家庭復帰した子どものみきょう

うだいに含めない) の合計3種類のカテゴリに分けられた。また委託初期からインタビュー時の5通りの変化が明らかになった。さらに、実子の主観的きょうだいの境界には3つの特徴があることが明らかにされた。一つ目は実子をもつ主観的きょうだいの境界は、委託児童の委託状況や里親家庭での出来事などで変化しやすいこと、二つ目は法的にも血縁的にもつながりのない委託児童と実子の関係が他のきょうだい関係とは大きく異なっていること、三つ目は実子がきょうだいの境界線をもつことへの葛藤、遠慮など多様な意識をもつことである。

終章では、里親家庭で育つ実子はヤングケアラーとしての役割や多くの葛藤を抱えているにもかかわらず、支援される存在とは認識されていないとし、今後、里親認定や委託の際の実子への説明方法や同意の取り方を明確化し、実子に対する個別の支援を行っていくことが早急に求められると論じている。さらに、障がい児や病児のきょうだいへの説明方法、支援方法、ピアサポート、グリーフケアなどの近接領域で行われている支援内容などを里親支援に活用していくことが考えられるとしている。

本研究の限界については以下の3点を指摘している。①回顧法のインタビューにおける研究のため、過去の出来事の詳細が描けなかったこと、②実子の主観的なきょうだいの境界に関する研究において、実の兄弟姉妹のいない実子の対象者数が少なく検討できなかったこと、③実子の意識に限定しており里親や委託児童側からの考察ができなかったこと、などが挙げられる。

これらの限界を踏まえ、今後の研究の課題は以下の3点をあげている。①日本における実子の量的調査や人数を増やした多方面からの質的調査を行うこと、②里親家庭での実子のコーピング内容を十分に明らかにすること、③実子以外の里親家庭の構成員との意識の違いを明らかにすること、である。

さらに本研究は、実子としての当事者性をもつ本研究者による調査研究であった。実子である者同士の相互作用によるインタビューを行うことにより、調査協力者からこれまでの生活を振り返る整理となったという利点も聞かれた。その一方で、はじめて協力者が実子としての経験を語る事がほとんどであり、語る事により葛藤を顕在化させてしまうことも課題であると論じている。この点において、今後日本における実子の当事者団体の活動やピアサポートなどを行っていく際、その場限りの対話だけではなく継続的な支援を行っていく必要性を述べている。さらに、現在行われている里親支援を行うさまざまな専門機関が実子への支援も含めた取り組みを行い、里親家庭全体への支援を行うことで多方面から里親家庭を支える重要性があると論じている。

なお、いずれの調査も「日本女子大学ヒトを対象とした実験研究に関する倫理審査委員会」の審査・承諾を受け実施されている。

II. 審査結果報告

審査委員会は、研究テーマ、先行研究、実証研究の方法および分析、考察等のあり方に関して慎重に検討がなされ、以下の結論を得た。

本論文の評価すべき点として以下の点が指摘された。

第一に、日本において本研究は、先行研究がほとんどない「里親家庭の実子」に焦点を当て、従来顧みられることのなかった里親家庭の実子の声を明らかにした大変意欲的な研究として位置付けられる点であ

る。その点において、本研究は、新たな研究領域を切り開く先駆的研究として、また「きょうだいとは？」「家族とは？」というより大きな問いに開かれた貴重なテーマを取り上げた研究として大変高く評価できるという意見が出された。

第二に、先行研究レビューについては、直接本テーマに関する研究が不足している中で、国内外の研究を概観するのみならず、聴覚障がいのある親をもつ障がいのない子どもや病児のきょうだいといった隣接領域との比較検討がされており、当該領域における研究の成果と課題が堅実に検討されている点である。

第三に、質的研究におけるストーリーラインの内容は説得力があり、質的調査に基づいた時系列を含めた丁寧な分析は、実子の置かれている状況の深い理解を促していることが指摘された。

第四に、発達心理学の観点から、どの発達段階で「新たな環境」に置かれることになったかということは、子どもの問題理解力、ストレスへの対処法という点でも重要なことであり、実子の発達段階を研究の焦点にしたことは、今後の研究の発展に大きな意味を持つ点である。

第五に、実子をヤングケアラーとして捉えるという視点は斬新であるとともに、筆者の研究上の歩みが確実になされてきたことを示しており、今後、社会的養護のあり方について、さらに検討を進めていくうえでも重要な貢献をなすうるものと評価できる点である。

一方、本研究の課題として以下の点が指摘された。

まず質的研究法の観点から、筆者が当事者であることは本研究全体に大きな影響をもつと考えられるが、当事者性に関しては論文終盤において、本研究の限界・課題として位置付け論じられている。筆者が当事者であり、当事者であることが領域への基本的スタンス・データ収集・分析にどのような影響があると考えられるのかは、本研究の理解に大きく影響する重要な事項である。したがって質的研究における「再帰性(reflexivity)」に関する記述は論文において「方法」の章に含まれるべきであった。また質的研究論文として、M-GTA および TEM に関して分析記述が不十分な点が指摘された。

以上のように、本論文はなお少なからず課題はあるが、本論文のテーマの斬新性や先駆性、多様な観点からの深い先行研究のあり方、実証研究の分析や結果、考察のあり方は十分に評価に値するものである。よって、本審査委員会は、全員一致で、本論文が博士（社会福祉学）の学位を授与するに値するものと判断した。

以 上